平成十九年法律第百三十三号 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害

回復分配金の支払等に関する法律

目次 第

章 総則(第一条・第二条)

第二章 預金口座等に係る取引の停止等の措置 (第三条)

第四 -第七条) 第三章

預金等に係る債権の消滅手続

(第四条

第 節 被害回復分配金の支払手続 通則(第八条・第九条)

3

第二節 第三節 支払の申請及び決定等(第十二条-手続の開始等(第十条・第十一条 第十五条)

第四: 節 支払の実施等(第十六条・第十七

4

第五節

手続の終了等(第十八条―第二十五

第五章 預金保険機構の業務の特例等 六条—第三十条) (第二十

第七章 第六章 罰則 雜則(第三十一条—第四十二条) (第四十三条—第四十五条)

章 総則

第一条 この法律は、預金口座等への振込みを利 回復等に資することを目的とする。 為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な 分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行 め、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復 受けた者に対する被害回復分配金の支払等のた 用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を

第二条 この法律において「金融機関」とは、 に掲げるものをいう。 (定義) 次

信用金庫

信用金庫連合会

労働金庫連合会 労働金庫

信用協同組合 信用協同組合連合会

漁業協同組 農業協同組合連合会 農業協同組合 合

漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合

> 水産加工業協同組合連合会 林中央金庫

2 十 五 株式会社商工組合中央金庫

られている場合におけるこれらの口座であった その資金を別段預金等により管理する措置がと ものを含む。)をいう。 理由として、これらの口座に係る契約を解約し 又は貯金口座が犯罪行為に利用されたこと等を 口座又は貯金口座(金融機関により、預金口座 この法律において「預金口座等」とは、 預金

れたものをいう。 為であって、財産を得る方法としてその被害をは、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行 受けた者からの預金口座等への振込みが利用さ この法律において「振込利用犯罪行為」と

この法律において「犯罪利用預金口座等」と 次に掲げる預金口座等をいう。

移転する目的で利用された預金口座等であっ る振込みの振込先となった預金口座等 専ら前号に掲げる預金口座等に係る資金を 振込利用犯罪行為において、前項に規定す

失われた財産の価額を基礎として第四章の規定 われる金銭であって、振込利用犯罪行為により 第七条の規定により消滅した預金又は貯金(以 する額の金銭を原資として金融機関により支払 下「預金等」という。) に係る債権の額に相当 この法律において「被害回復分配金」とは、 れるもの みに係る資金と実質的に同じであると認めら 当該預金口座等に係る資金が同号の振込 2

5

によりその金額が算出されるものをいう。 措 **第** 置 二 章 預金口座等に係る取引の停止等の

正な利用に関する情報の提供があることその他について、捜査機関等から当該預金口座等の不第三条 金融機関は、当該金融機関の預金口座等 の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑 る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとす いがあると認めるときは、当該預金口座等に係

2 金口座等に係る取引の状況その他の事情を勘案・金融機関は、前項の場合において、同項の預 座等があると認めるときは、当該他の金融機関 で利用された疑いがある他の金融機関の預金口 に対して必要な情報を提供するものとする して当該預金口座等に係る資金を移転する目的 第三章 預金等に係る債権の消滅手続

について、次に掲げる事由その他の事情を勘案第四条 金融機関は、当該金融機関の預金口座等 (公告の求め)

係る預金等に係る債権について、主務省令で定より、預金保険機構に対し、当該預金口座等に を講ずるとともに、主務省令で定めるところに める書類を添えて、当該債権の消滅手続の開 置が講じられていない場合においては当該措置 当該預金口座等について現に取引の停止等の措 に係る公告をすることを求めなければならな

用に関する情報の提供があったこと。 前号の情報その他の情報に基づいて当該預 捜査機関等から当該預金口座等の不正な利

きる当該預金口座等の名義人の住所への連絡 の状況について行った調査の結果 金口座等に係る振込利用犯罪行為による被害 金融機関が有する資料により知ることがで

兀 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当す の状況について行った調査の結果 その他の方法による当該名義人の所在その他 当該預金口座等に係る取引の状況

るときは、適用しない。 われているとき。 の章において「強制執行等」という。)が行 の手続その他主務省令で定める手続(以下こ について強制執行、仮差押え若しくは仮処分 起されているとき又は当該預金等に係る債権 章において「払戻しの訴え」という。)が提 係る預金等の払戻しを求める訴え(以下この 前項に規定する預金口座等についてこれに 3 2

二 振込利用犯罪行為により被害を受けたと認 当でないと認められる場合として、主務省令 この法律に規定する手続を実施することが適 められる者の状況その他の事情を勘案して、 で定める場合に該当するとき。

3 の状況その他の事情を勘案して当該預金口座等 金融機関は、第一項の預金口座等に係る取引 に係る資金を移転する目的で利用されたと疑う 定める事項を通知しなければならない。 関に対し、同項の預金口座等に係る主務省令で 口座等があると認めるときは、当該他の金融機 に足りる相当な理由がある他の金融機関の預金

第五条 預金保険機構は、 る求めがあったときは、遅滞なく、当該求めに 書類の内容に基づき、 係る書面又は同項に規定する主務省令で定める なければならない。 (公告等) 次に掲げる事項を公告し 前条第一項の規定によ

相当な理由があると認めるときは、速やかに、 して犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる 一 対象預金口座等に係る金融機関及びその店 舗並びに預金等の種別及び口座番号 う。) についてこの章の規定に基づく消滅手 下この章において「対象預金等債権」とい 等」という。)に係る預金等に係る債権(以 続が開始された旨 前条第一項の規定による求めに係る預金 (以下この章において「対象預金

座

対象預金口座等の名義人の氏名又は名称 対象預金等債権の額

五. 等債権についての金融機関への権利行使の届預金等債権に係る債権者による当該対象預金 等(以下「権利行使の届出等」という。)に 出又は払戻しの訴えの提起若しくは強制執 対象預金口座等に係る名義人その他の対象

前号の権利行使の届出の方法

係る期間

旨の金融機関の通知がある事項を除く。) もの(当該事項を公告することが困難である 参考となるべき事項として主務省令で定める 払戻しの訴えの提起又は強制執行等に関し

九 その他主務省令で定める事項 八 第五号に掲げる期間内に権利行使の届出等 がないときは、対象預金等債権が消滅する旨

る公告があった日の翌日から起算して六十日以 上でなければならない。 前項第五号に掲げる期間は、同項の規定によ

t、を重義員こ付し、相当の期間を定めて、そめる書類に形式上の不備があると認めるときない作品では、10mmにあると認めるときない作品である。 の補正を求めることができる。 は、金融機関に対し、相当の期間を定めて、 めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定 預金保険機構は、前条第一項の規定による求

関し利便を図るための措置を適切に講ずるものその者に対し、被害回復分配金の支払の申請に 被害を受けた旨の申出をした者があるときは、 対象預金口座等に係る振込利用犯罪行為により 金融機関は、第一項第五号に掲げる期間内に

は、主務省令で定める。 か、第一項の規定による公告に関し必要な事項第一項から第三項までに規定するもののほ

(権利行使の届出等の通知等)

第六条 金融機関は、前条第一項第五号に掲げる の旨を預金保険機構に通知しなければならな 期間内に権利行使の届出等があったときは、そ

2 内に対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でな 金融機関は、前条第一項第五号に掲げる期間

保険機構に通知しなければならない。 いことが明らかになったときは、その旨を預金 預金保険機構は、前二項の規定による通知を

受けたときは、預金等に係る債権の消滅手続が 終了した旨を公告しなければならない。 (預金等に係る債権の消滅)

第七条 対象預金等債権について、第五条第一項 告しなければならない。 の場合において、預金保険機構は、その旨を公 ときは、当該対象預金等債権は、消滅する。こ く、かつ、前条第二項の規定による通知がない 第五号に掲げる期間内に権利行使の届出等がな

第四章 被害回復分配金の支払手続

(被害回復分配金の支払)

第八条 金融機関は、前条の規定により消滅した 等に係る資金の移転元となった同項第一号に掲金口座等である場合にあっては、当該預金口座 象預金口座等が第二条第四項第二号に掲げる預 座等」という。)に係る振込利用犯罪行為(対預金口座等(以下この章において「対象預金口 回復分配金を支払わなければならない。 おいて「対象被害者」という。)に対し、被害 てこれにより財産を失ったもの(以下この章に 又は管理人の定めのあるものを含む。) であっ より被害を受けた者(法人でない団体で代表者 この章において「対象犯罪行為」という。)に げる預金口座等に係る振込利用犯罪行為。以下 の定めるところにより、消滅預金等債権に係る の額に相当する額の金銭を原資として、この章 第二項において「消滅預金等債権」という。) 預金等に係る債権(以下この章及び第三十七条 第十条 2

の一般承継があったときは、この章の定めると 対し、被害回復分配金を支払わなければならな ころにより、その相続人その他の一般承継人に 金融機関は、対象被害者について相続その他

3 いて、預金保険機構は、その旨を公告しなけれ未満である場合は、適用しない。この場合にお (被害回復分配金の支払を受けることができな 前二項の規定は、 消滅預金等債権の額が千円

ずれかに該当する者は、被害回復分配金の支払7九条 前条の規定にかかわらず、次の各号のい

を受けることができない。 相当する損害の全部について、そのてん補又 対象犯罪行為により失われた財産の価 額に

> 関及びその店舗並びに預金等の種別及び口座 を含む。次号において同じ。)に係る金融機 転元となった同項第一号に掲げる預金口座等

された場合に限る。) における当該対象犯罪 行為により当該財産を失った対象被害者又は 承継人以外の者により当該てん補又は賠償が り当該財産を失った対象被害者又はその一般 は賠償がされた場合(当該対象犯罪行為によ

当する場合におけるその一般承継人 支払を受けることが社会通念上適切でない者 共犯として加功した者、当該対象犯罪行為に 又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該 不法な原因がある者その他被害回復分配金の 行為により財産を失ったことについて自己に 関連して不正な利益を得た者、当該対象犯罪 対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに

第二節 手続の開始等

(公告の求め)

支払手続の開始に係る公告をすることを求めな 省令で定める書類を添えて、被害回復分配金の その消滅に係る消滅預金等債権について、主務 で定めるところにより、預金保険機構に対し、 定する場合を除く。)は、速やかに、主務省令 に係る債権が消滅したとき(第八条第三項に規 ればならない。 金融機関は、第七条の規定により預金等

合において、金融機関は、預金保険機構にその る旨の申出があるときは、適用しない。この場 継人のすべてから被害回復分配金の支払を求め り、かつ、これらの対象被害者又はその一般承 の対象被害者又はその一般承継人が明らかであ 旨を通知しなければならない。 (公告等) 前項の規定は、対象預金口座等に係るすべて

第十一条 預金保険機構は、前条第一項の規定に に係る書面又は同項に規定する主務省令で定め よる求めがあったときは、遅滞なく、当該求め る書類の内容に基づき、次に掲げる事項を公告 なければならない。

回復分配金の支払手続が開始された旨 における当該対象預金口座等に係る資金の移 第四項第二号に掲げる預金口座等である場合 金等債権についてこの章の規定に基づく被害 対象預金口座等(対象預金口座等が第二条 前条第一項の規定による求めに係る消滅預

2 五.

3 その他主務省令で定める事項

5 情報の提供その他の措置を適切に講ずるものと

はか、 7、第一項の規定による公告に関し必要な事項第一項から第三項までに規定するもののほ 主務省令で定める。

第三節 支払の申請及び決定等

第十二条 被害回復分配金の支払を受けようとす 載した申請書に第一号及び第二号に掲げる事項令で定めるところにより、次に掲げる事項を記 よる通知があった場合においては、金融機関が る者は、支払申請期間(第十条第二項の規定に 口座等に係る金融機関に申請をしなければなら を疎明するに足りる資料を添付して、対象預金 定める相当の期間。以下同じ。)内に、主務省 (支払の申請)

あることの基礎となる事実 申請人が対象被害者又はその一般承継人で

財産の価額に相当する損害について、そのて ん補額及び賠償額を合算した額をいう。以下 賠償がされた場合に限る。)における当該て の一般承継人以外の者により当該てん補又は 為により当該財産を失った対象被害者又はそ ん補又は賠償がされた場合(当該対象犯罪行 対象犯罪行為により失われた財産の価額 控除対象額(対象犯罪行為により失われた

消滅預金等債権の額 対象預金口座等の名義人の氏名又は名称

金融機関の通知がある事項を除く。) なるべき事項として主務省令で定めるもの (当該事項を公告することが困難である旨の 被害回復分配金の支払の申請に関し参考と 被害回復分配金の支払の申請方法

算して三十日以上でなければならない。 章において単に「支払申請期間」という。)は、 同項の規定による公告があった日の翌日から起 預金保険機構は、前条第一項の規定による求 前項第五号に掲げる支払申請期間(以下この

める書類に形式上の不備があると認めるとき めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定 は、金融機関に対し、相当の期間を定めて、そ の補正を求めることができる。 金融機関は、対象犯罪行為による被害を受け

4

払手続の実施等について周知するため、必要な たことが疑われる者に対し被害回復分配金の支

第十三条 金融機関は、前条第一項の規定による 申請があった場合において、支払申請期間が経 ならない。同条第二項の規定による申請があっ できる者に該当するか否かの決定をしなければ 申請人が被害回復分配金の支払を受けることが 項に規定する申請書及び資料等に基づき、その 過したときは、遅滞なく、同条第一項又は第二 った日から六十日が経過したときも、 た場合において、当該申請に係る一般承継があ

| 2 金融機関は、被害回復分配金の支払を受ける ことができる者に該当する旨の決定(以下「支 る り失われた財産の価額から控除対象額を控除し 額は、当該対象被害者に係る対象犯罪行為によ 同一の対象被害者の一般承継人であるものが二 う。以下同じ。)を定めなければならない。こ 財産の価額から控除対象額を控除した額を その犯罪被害額(対象犯罪行為により失われた 払該当者決定」という。)をするに当たっては、 た額を当該一般承継人の数で除して得た額とす の場合において、支払該当者決定を受ける者で 人以上ある場合におけるその者に係る犯罪被害

3 意をした者があるときは、 けるべき被害回復分配金の額の割合について合 該当者決定を受ける者のうちに各人が支払を受 かわらず、 前項後段に規定する場合において、当該支払 当該合意をした者に係る犯罪被害額 同項後段の規定に

兀 その他主務省令で定める事項

2

これを対象預金口座等に係る金融機関に提出し 継人は、主務省令で定めるところにより、前項 ことができる。この場合において、当該一般承 内に限り、被害回復分配金の支払の申請をする る次条の規定による決定が行われるまでの間に 害者等」という。)について、当該申請に対す その一般承継人(以下この項において「対象被 げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、 に規定する申請書に同項第一号及び第二号に掲 っても、当該一般承継があった日から六十日以 般承継人は、 般承継があったときは、当該対象被害者等の 前項の規定による申請をした対象被害者又は 支払申請期間が経過した後であ

3 (支払の決定) た金融機関を経由して、行うことができる。 係る第二条第三項に規定する振込みの依頼をし 前二項の規定による申請は、対象犯罪行為に

なければならない。

同様とす

害回復分配金の額の割合を乗じて得た額とす において定められた各人が支払を受けるべき被 これらの者に係るものを合算した額に当該合意 同項後段の規定により算出された額のうち

4 (書面の送付等) 定の方法については、 前二項に定めるもののほか、犯罪被害額の認 主務省令で定める。

第十四条 金融機関は、前条の規定による決定を 行ったときは、速やかに、その内容を記載した 書面を申請人に送付しなければならない。

2

ことができる。 ることをもって同項の規定による送付に代える かにする措置として主務省令で定める措置をと 保管し、いつでも申請人に交付すべき旨を明ら できないときは、金融機関において当該書面を れないときその他同項の書面を送付することが 前項の規定にかかわらず、申請人の所在が知

3 四条において同じ。)により提供することがで 該書面を送付したものとみなす。 きる。この場合において、当該金融機関は、当 主務省令で定めるものをいう。次項及び第三十 の他の情報通信の技術を利用する方法であって 磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法そ の承諾を得て、当該書面に記載すべき内容を電 に代えて、政令で定めるところにより、申請人 金融機関は、第一項の規定による書面の送付 4 3

4 第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合 第一項の規定による送付に代えることができ すべき内容を書面に出力し、これを保管し、かめるときは、金融機関において当該書面に記載 供することができないときとして主務省令で定 の書面に記載すべき内容を電磁的方法により提が知れないときその他同項の規定により第一項 第三号に規定する電子メールアドレスをいう。) する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条 ドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関 おいて、申請人が現に利用する電子メールア 第二項に規定する措置をとることをもって 2

(決定表の作成等)

第十五条 金融機関は、第十三条の規定による決 これを主務省令で定める場所に備え置かなけれ 決定表を作成し、申請人の閲覧に供するため、 定を行ったときは、次に掲げる事項を記載した

及び当該支払該当者決定において定められた 支払該当者決定を受けた者の氏名又は名称

> 犯罪被害額(支払該当者決定を受けた者がな いときは、その旨)

その他主務省令で定める事項 第四節 支払の実施等

(支払の実施等)

第十六条 金融機関は、すべての申請に対する第 これを切り捨てた額)とし、その他のときは、た額(その額に一円未満の端数があるときは、 う。) が消滅預金等債権の額を超えるときは、 犯罪被害額の総被害額に対する割合を乗じて得 この額に当該支払該当者決定を受けた者に係る 総額(以下この項において「総被害額」といは、支払該当者決定により定めた犯罪被害額の 回復分配金を支払わなければならない。 なく、支払該当者決定を受けた者に対し、被害 十三条の規定による決定を行ったときは、遅滞 前項の規定により支払う被害回復分配金の額

金保険機構に通知しなければならない。 回復分配金の額を決定表に記載し、その旨を預 当該犯罪被害額とする。 金融機関は、第一項の規定により支払う被害

を公告しなければならない。 けたときは、第一項の規定により支払う被害回 (支払該当者決定後の一般承継人に対する被害 復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨 預金保険機構は、前項の規定による通知を受

第十七条 金融機関は、支払該当者決定が行われ ければならない。 その者に支払うべき被害回復分配金でまだ支払 た者について一般承継があった場合において、 るところにより、届出書を金融機関に提出しな 復分配金を支払わなければならない。この場合 日以内に届出をしたものに対し、未払の被害回 継人であって当該一般承継があった日から六十 回復分配金の支払) において、当該一般承継人は、主務省令で定め っていないものがあるときは、その者の一般承

し、当該一般承継人のうちに各人が支払を受け ときは、これを切り捨てた額)とする。ただ 除して得た額(その額に一円未満の端数がある をした者があるときは、当該合意をした者に支 るべき被害回復分配金の額の割合について合意 の被害回復分配金の額を当該一般承継人の数で う被害回復分配金の額は、同項に規定する未払 払う被害回復分配金の額は、この項本文の規定 人以上ある場合における当該一般承継人に支払 前項の規定により届出をした一般承継人が一

> により算出された額のうちこれらの者に係るも 割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数 各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の のを合算した額に当該合意において定められた があるときは、これを切り捨てた額)とする。

第五節 手続の終了等

|第十八条 金融機関は、次の各号のいずれかに該 告をすることを求めなければならない。 当するときは、速やかに、預金保険機構に対 し、被害回復分配金の支払手続の終了に係る公 (公告)

請がないとき。 第十二条第一項又は第二項の規定による申

受けた者がないとき。 定があった場合において、支払該当者決定を 請のすべてについて第十三条の規定による決

三 前節又は第二十二条第二項の規定により支 同節の規定によりこれを支払い、又は同項に 払うべき被害回復分配金のすべてについて、

規定する措置をとったとき。 対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でな

2 手続が終了した旨を公告しなければならない。 ったときは、遅滞なく、被害回復分配金の支払 (預金保険機構への納付) 預金保険機構は、前項の規定による求めがあ

第十九条 金融機関は、第八条第三項又は前条第 二項の規定による公告があった場合において、 機構に納付しなければならない。 号に定める額に相当する額の金銭を、預金保険 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各

二 前条第二項の規定による公告があった場合 が消滅預金等債権の額に満たないとき。 かったとき。 消滅預金等債権の額 第八条第三項の規定による公告があったと

額の合計額を控除した額

第二十条 預金保険機構は、前条(第二十四条第 三項の規定によりその例によることとされる場 ときは、 合を含む。)の規定により金銭の納付を受けた 当該納付を受けた金銭の額から当該金

二 第十二条第一項又は第二項の規定による申

兀 いことが明らかになったとき。

において消滅する。

において、当該公告に係る対象預金口座等に 場合において被害回復分配金の支払を行わな 滅預金等債権の額から当該被害回復分配金の ついて支払った被害回復分配金の額の合計額 き又は前条第二項の規定による公告があった

(犯罪被害者等の支援の充実等)

援の充実のために支出するものとする。 省令で定めるところにより、犯罪被害者等の 銭の額に第二十五条第四項の規定による支払に 合を乗じて得た額を控除した額の金銭を、主務 要する費用の額を考慮して主務省令で定める割

預金保険機構は、前項の主務省令で定める割

第二十一条 その支払を受けた者が有する当該被害回復分配 (損害賠償請求権等との関係) 支援の充実のために支出するものとする。 ため必要がなくなったときは、前項の主務省令 合を乗じて得た額の金銭について、その全部又 で定めるところにより、これを犯罪被害者等の は一部が第二十五条第四項の規定による支払の 被害回復分配金を支払ったときは、

2 損害賠償請求権その他の請求権を有するとき を受けた者が第四条第一項の規定の適用その他 定による支払を行った場合において、その支払 おいて消滅する。 の他の請求権は、その支払を受けた額の限度に 金に係る対象犯罪行為に係る損害賠償請求権そ の前章又はこの章に規定する手続の実施に関し は、当該請求権は、その支払を受けた額の限度 金融機関が第二十五条第一項又は第二項の規

第二十二条 被害回復分配金の支払手続にお 行使しないときは、消滅する。 む。) の規定による公告があった時から六月間 定によりその例によることとされる場合を含 十六条第四項(次項又は第二十四条第二項の規て、被害回復分配金の支払を受ける権利は、第 (被害回復分配金の支払を受ける権利の消滅等)

合は、この限りでない 対し、被害回復分配金の支払をしなければなら 当する額の金銭を原資として、前節の規定の例 り消滅した権利に係る被害回復分配金の額に相 う。) があり、かつ、他の支払該当者について 金の支払を受ける権利が消滅した場合にお に係る被害回復分配金の額が千円未満である場 ない。ただし、同項の規定により消滅した権利 に満たないときは、遅滞なく、同項の規定によ 既に支払った被害回復分配金の額が犯罪被害額 した者を除く。以下「他の支払該当者」とい 者(被害回復分配金の支払を受ける権利が消滅 金の支払について他に支払該当者決定を受けた により、他の支払該当者又はその一般承継人に て、同一の対象預金口座等に係る被害回復分配 金融機関は、前項の規定により被害回復分配

第二十三条 被害回復分配金の支払を受ける権利 例による処分を含む。)により差し押さえる場 ことができない。ただし、国税滞納処分(その (被害回復分配金の支払を受ける権利の保護) (不正の手段により支払を受けた場合の返還等) 譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえる

第二十四条 金融機関は、偽りその他不正の手段 を受けた額が千円未満である場合は、この限り ならない。ただし、 の例により、他の支払該当者又はその一般承継 に相当する額の金銭を原資として、前節の規定 に満たないときは、遅滞なく、返還を受けた額 既に支払った被害回復分配金の額が犯罪被害額 該当者があり、かつ、他の支払該当者について 分配金の返還を受けた場合において、他の支払 係る措置を適切に講ずるものとする。 ときは、その者からの被害回復分配金の返還に により被害回復分配金の支払を受けた者がある 人に対し、被害回復分配金の支払をしなければ 金融機関は、前項に規定する者から被害回復 同項に規定する者から返還 3

規定の例による。 預金保険機構への納付については、第十九条の 第一項に規定する者から返還を受けた金銭の

な理由があると認められる場合における支払の (犯罪利用預金口座等でないことについて相当

第二十五条 対象預金口座等に係る名義人その他 の消滅預金等債権に係る債権者(以下この条に 支払を請求することができる。 関に対し、消滅預金等債権の額に相当する額の 理由があると認められる場合には、当該金融機 犯罪利用預金口座等でないことについて相当な 行われたこと等により、当該対象預金口座等が 等への主要な入金の原因について必要な説明が 預金口座等の利用の状況及び当該対象預金口座 てのやむを得ない事情その他の事情、当該対象 号の権利行使の届出を行わなかったことについ に対し第五条第一項第五号に掲げる期間内に同 た後において、対象預金口座等に係る金融機関 項又は第十八条第二項の規定による公告があっ おいて「名義人等」という。)は、第八条第三 5

対象預金口座等に係る金融機関に対し第五条第 名義人等は、対象預金口座等について、当該 項第五号に掲げる期間内に同号の権利行使の 出を行わなかったことについてのやむを得な

> 支払を請求することができる。ただし、当該消 象預金口座等に係る金融機関に対し、消滅預金 滅預金等債権の額が当該合計額以下であるとき 座等へのすべての入金の合計額を控除した額の 等債権の額から当該入金以外の当該対象預金口 の規定による公告があった後において、当該対 る財産以外の財産をもって当該対象預金口座等 た場合において、対象犯罪行為による被害に係 は、この限りでない。 いるときは、第八条第三項又は第十八条第二項 い事情その他の事情について必要な説明を行っ への振込みその他の方法による入金が行われて

うとする場合において、第四条第一項の規定の 適用その他の前章に規定する手続の実施に関し 険機構に通知しなければならない。 過失がないと思料するときは、その旨を預金保 金融機関は、前二項の規定による支払を行お

4 り支払った額から金融機関の過失により支払っ とができる額は、第一項又は第二項の規定によ 金融機関に過失があるときは、その請求するこ 支払った額に相当する額の支払を請求すること 第四条第一項の規定の適用その他の前章に規定 金融機関は、主務省令で定めるところにより、 た被害回復分配金の額の合計額を控除した額と において、この章に規定する手続の実施に関し ができる。ただし、当該支払に係る預金口座等 険機構に対し、第一項又は第二項の規定により 相当な理由があると認められるときは、預金保 する手続の実施に関し過失がないことについて について被害回復分配金が支払われている場合 第一項又は第二項の規定による支払を行った

支払に係る預金口座等が犯罪利用預金口座等そ金融機関は、第一項又は第二項の規定による の他不正に利用された預金口座等である疑いが を講ずることができる。 あると認めるときは、当該支払を停止する措置

第二十六条 う。)は、預金保険法(昭和四十六年法律第三 十四号)第三十四条に規定する業務のほか、第 (預金保険機構の業務の特例) 第五章 預金保険機構の業務の特例等 預金保険機構(以下「機構」とい

告その他前章の規定による業務(次号及び第 四号に掲げる業務を除く。) 公告その他第三章の規定による業務 被害回復分配金の支払手続の開始に係る公

Ξ 規定による金銭の収納及び第二十条の規定に その例によることとされる場合を含む。)の よる金銭の支出その他の管理 第十九条(第二十四条第三項の規定により 前条第四項の規定による金銭の支払

(公告の方法) 前各号の業務に附帯する業務 第三十条の規定による手数料の収納

第二十七条 この法律の規定による公告は、イン でしなければならない ターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法

(区分経理)

第二十八条 務(以下「被害回復分配金支払業務」という。) に係る経理については、その他の経理と区分 し、特別の勘定を設けて整理しなければならな 機構は、第二十六条の規定による業

(借入金)

第二十九条 機構は、被害回復分配金支払業務を の他の者から資金の借入れ(借換えを含む。) 大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関そ 行うため必要があると認めるときは、内閣総理 をすることができる。

2 定める金額を超えることとなってはならない。 (手数料) 前項の規定による借入金の現在額は、政令で

項の規定による求めを行う金融機関から、被害第三十条 機構は、第四条第一項又は第十条第一 2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、 大臣及び財務大臣の認可を受けなければならな 又はこれを変更しようとするときは、内閣総理 勘案して機構が運営委員会(預金保険法第十四 回復分配金支払業務に係る事務に要する費用を て定める額の手数料を徴収することができる。 条に規定する運営委員会をいう。)の議決を経

(預金保険法の適用) 第六章 雑則

一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 預金等に係る債権の消滅手続の開始に係る 第三十一条 この法律により機構の業務が行われ 罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分 保険法を適用する。この場合において、同法第 る場合には、この法律の規定によるほか、預金 百三十三号。以下「被害回復分配金支払法」と 配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第 除く。)」と、同法第三十七条第一項中「次の各 いう。) の規定による機構の業務に係るものを 十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(犯

による業務」とする。 規定する業務及び被害回復分配金支払法の規定 条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に 復分配金支払法」と、同条第三号中「第三十四「この法律」とあるのは「この法律又は被害回 る業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条 条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げ 又は被害回復分配金支払法」と、同法第五十一 条第一項中「この法律」とあるのは「この法律 法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六 務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払 会社等(被害回復分配金支払法の規定による業 項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株 条第一項に規定する金融機関)」と、同条第二 う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二 務を行う場合にあつては、当該業務)」と、「各 る業務(被害回復分配金支払法の規定による業 業務を除く。)」と、同法第百五十二条第一号中 払法第二十八条に規定する被害回復分配金支払 法第二条第一項に規定する金融機関)」と、 号に定める者」とあるのは「各号に定める者 号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げ の二第二号に掲げる業務及び被害回復分配金支 (被害回復分配金支払法の規定による業務を行 同

(関係行政機関等に対する協力の要請)

第三十二条 金融機関は、この法律に規定する手 協力を求めることができる。 続の実施に関し、関係行政機関等に対し必要な (分別管理)

第三十三条 金融機関は、被害回復分配金の支払 (電磁的記録又は電磁的方法による求め等) 財産と分別して管理しなければならない。 の原資となる金銭を、 自己の固有財産その

第三十四条 第四条第一項の規定による求め 条第一項の規定による求め及び第二十五条第三 知、第十六条第三項の規定による通知、第十八 通知、第十一条第一項第七号の規定による通 書類の提出を含む。)、同条第二項の規定による 項の規定による求め(同項の主務省令で定める 五条第一項第七号の規定による通知、第六条第 項の主務省令で定める書類の提出を含む。)、 ものとして主務省令で定めるものをいう。) 式、磁気的方式その他人の知覚によっては認 項の規定による通知は、電磁的記録(電子的 することができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供される 一項又は第二項の規定による通知、第十条第一 (同 第

提出又は電磁的方法をもって行うことができ

(報告又は資料の提出

第三十五条 行政庁は、この法律の円滑な実施を 条において同じ。) に対し、その業務又は財産 ができる。 の状況に関し報告又は資料の提出を求めること 期信用銀行持株会社をいう。以下この条及び次 期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長 第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長 同じ。)を含む。)又は銀行持株会社等(銀行法 の相手方をいう。以下この条及び次条において 二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約 合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第する農林中央金庫代理業者及び株式会社商工組法律第九十三号)第九十五条の二第三項に規定 用事業代理業者、農林中央金庫法(平成十三年 百四十二号)第百六条第三項に規定する特定信 条の二第三項に規定する特定信用事業代理業 法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二 項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合 八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第三 信用協同組合代理業者、労働金庫法(昭和二十 律第百八十三号)第六条の三第三項に規定する による金融事業に関する法律(昭和二十四年法 第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合 する長期信用銀行代理業者、信用金庫法(昭和法律第百八十七号)第十六条の五第三項に規定 銀行代理業者、長期信用銀行法(昭和二十七年 年法律第五十九号)第二条第十五項に規定する 機関(金融機関代理業者(銀行法(昭和五十六 確保するため必要があると認めるときは、金融 二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第1 2 3 (立入検査)

庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条 法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金 定する長期信用銀行持株会社である場合には同 長期信用銀行又は同法第十六条の四第一項に規 条第八項に、長期信用銀行法第二条に規定する 三項に規定する銀行持株会社である場合には同 行法第二条第一項に規定する銀行又は同条第十 等」という。)の子会社(当該金融機関等が銀 社等(以下この条及び次条において「金融機関 の限度において、金融機関若しくは銀行持株会 ため特に必要があると認めるときは、その必要 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保する 信用協同組合又は信用協同組合連合 5 3 分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があっ

めることができる。 ある場合には農林中央金庫法第二十四条第四項組合法第十一条の八第二項に、農林中央金庫で 会である場合には協同組合による金融事業に関 に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求 に対し、当該金融機関等の業務又は財産の状況 並びに次条第二項及び第五項において同じ。) 託を受けた者(金融機関代理業者を除く。次項 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第二項 会である場合には農業協同組合法第十一条の二 第五項に、農業協同組合又は農業協同組合連合 庫連合会である場合には労働金庫法第三十二条 いて同じ。) 又は当該金融機関等から業務の委 れる会社を含む。)をいう。次項及び次条にお に、株式会社商工組合中央金庫である場合には 工業協同組合連合会である場合には水産業協同 連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加 第二項に、漁業協同組合若しくは漁業協同組合 する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金 に、それぞれ規定する子会社(子会社とみなさ

むことができる。は、前項の規定による報告又は資料の提出を拒 の委託を受けた者は、正当な理由があるとき 金融機関等の子会社又は金融機関等から業務

第三十六条 行政庁は、この法律の円滑な実施を ことができる。 させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させるらせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問 の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入 職員に金融機関等(金融機関代理業者を含む。) 確保するため必要があると認めるときは、当該

めるときは、その必要の限度において、当該職 類その他の物件を検査させることができる。 検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書 入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは 機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち 員に当該金融機関等の子会社若しくは当該金融 は検査を行う場合において特に必要があると認 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又 前二項の場合において、当該職員は、その身

捜査のために認められたものと解してはならな たときは、これを提示しなければならない。 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪

融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委 前条第三項の規定は、第二項の規定による金

託を受けた者に対する質問及び検査について準

7 6 る。 この場合において、機構は、その職員に当該立 による立入り、質問又は検査について準用す 入り、質問又は検査を行わせるものとする。 行うものに限る。)を行わせることができる。 続が適正に行われていることを調査するために 問又は検査(第三章及び第四章の規定による手 に、第一項又は第二項の規定による立入り、 第三項から第五項までの規定は、前項の規定 行政庁は、必要があると認めるときは、 機構

(政府による周知等)

第三十七条 政府は、この法律の円滑な実施を図 広報活動等を通じて国民に周知を図り、 者の財産的被害の迅速な回復等に資するとのこ るため、振込利用犯罪行為により被害を受けた に関する事項その他この法律の内容について、 の法律の趣旨及び被害回復分配金の支払手続等 解を得るよう努めるものとする。 その理 3

2 の状況その他のこの法律の実施の状況に関する 権に関する事項、被害回復分配金の支払の実施は機構は、毎年少なくとも一回、消滅預金等債 事項を公表するものとする。

第三十八条 この法律に規定するもののほか、こ の法律の実施のため必要な事項は、 定める。 (主務省令への委任) 主務省令で

| 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者と第三十九条 この法律における行政庁は、次の各 号に掲げる区分に応じ、 (行政庁)

二 第二条第一項第四号及び第五号に掲げる金 号及び第七号に掲げる金融機関 第二条第一項第一号から第三号まで、第六 内閣総理

規定する行政庁 融機関 内閣総理大臣及び厚生労働大臣 融機関農業協同組合法第九十八条第一項に 第二条第一項第八号及び第九号に掲げる金

条第一項に規定する行政庁 げる金融機関 水産業協同組合法第百二十七 第二条第一項第十号から第十三号までに掲

兀

農林水産大臣及び内閣総理大臣 第二条第一項第十四号に掲げる金融機関

Ŧi.

項に規定する主務大臣 株式会社商工組合中央金庫法第五十六条第1 第二条第一項第十五号に掲げる金融機関

掲げる規定の違反行為をしたときは、

行為者を

(主務省令)

第四十条 この法律における主務省令は、内閣府 する。 に規定する主務省令は、内閣府令・財務省令と 経済産業省令とする。ただし、第二十条第一項 令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・

(権限の委任)

2 この法律に規定する行政庁の権限に属する事 第四十一条 内閣総理大臣は、この法律による権 限を金融庁長官に委任する。

事が行うこととすることができる。 部は、政令で定めるところにより、 に属することとされている事務を除く。)の一 務(この法律の規定により都道府県知事の権限 前二項に規定するもののほか、この法律の規 都道府県知

項は、政令で定める。 定による行政庁の権限の行使に関して必要な事

(事務の区分)

第四十二条 この法律の規定により都道府県が処 第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 理することとされている事務は、 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二条第九 第七章 罰則 第二条第九項、地方自治法

第四十三条 第三十五条第一項又は第二項の規定 偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚 以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処す

2 忌避した者も、前項と同様とする。 れらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは 答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこ による当該職員又は機構の職員の質問に対して 第三十六条第一項、第二項又は第六項の規定

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者 は、五十万円以下の罰金に処する。

第十二条第一項又は第二項に規定する申請

第四十五条 法人(法人でない団体で代表者又は が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に おいて同じ。)の代表者若しくは管理人又は法 管理人の定めがあるものを含む。以下この項に 人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者 に虚偽の記載をして提出した者 ととされる場合を含む。)に規定する届出書 書又は資料に虚偽の記載をして提出した者 二十四条第二項の規定によりその例によるこ 第十七条第一項(第二十二条第二項又は第

る罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を 罰するほか、その法人に対して当該各号に定め

第四十三条 二億円以下の罰金刑

前条 同条の罰金刑

ある場合には、その代表者又は管理人が、その法人でない団体について前項の規定の適用が 事訴訟に関する法律の規定を準用する。 訴訟行為につき当該法人でない団体を代表する .か、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 附則第四条の規定は、公布の日から施行する。 を経過した日から施行する。ただし、次条及び

備行為をすることができる。 被害回復分配金支払業務の実施に必要な準 機構は、この法律の施行の日前において

号) 抄 則 (平成一九年六月一日法律第七四

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施 該各号に定める日から施行する。

の規定 公布の日から起算して六月を超えな 条から第三十条まで、第百一条及び第百二条 い範囲内において政令で定める日 附則第三条から第二十二条まで、第二十五

法律(これに基づく命令を含む。以下この条に 第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの その他の行為であって、改正後のそれぞれの法おいて同じ。)の規定によってした処分、手続 ぞれの法律の相当の規定によってしたものとみに別段の定めがあるものを除き、改正後のそれ 律の規定に相当の規定があるものは、この附則 (処分等に関する経過措置)

(罰則の適用に関する経過措置)

第百一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 規定によりなお従前の例によることとされる場同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の なお従前の例による。 後にした行為に対する罰則の適用については、 することとされる場合におけるこの法律の施行 合及びこの附則の規定によりなおその効力を有 定にあっては、当該規定。以下この条において 二 第一条中金融商品取引法第七十九条の四十

|第百二条 この附則に定めるもののほか、この法 (その他の経過措置の政令への委任) 律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

五号) 附 則 (平成二五年六月一九日法律第四

規定(金融機関等の更生手続の特例等に関す 五条の二十八第一項の改正規定、第十七条の 五項、第二百四十九条の三並びに第二百六十 条第一項、第二百四十九条の二第一項及び第

第二百四十一条第一項、第二百四十九

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

加える改正規定、第八条の規定(投資信託及 中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を 五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一 の四第四項の次に一項を加える改正規定、第 条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条 条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三 第二号、第二百五条第十四号並びに第二百七 七条第二項の改正規定に限る。)、第三十二 機構法(平成二十三年法律第百十三号)第十 二十三条第二項の改正規定に限る。)、第三十 接機構法(平成二十一年法律第六十三号)第 に附則第三十条(株式会社地域経済活性化支 条第一項の改正規定、第二十二条の規定並び 一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八 える改正規定、第二十一条中信託業法第九十 第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加 第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中 に一項を加える改正規定、第十五条の規定、 め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次 十二第四項中「前三項」を「前各項」に改 項を加える改正規定及び同法第五十二条の二 三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一 正規定を除く。)、第十四条のうち銀行法第十 び投資法人に関する法律第二百五十二条の改 に同法第百九十八条の三、第百九十八条の六 八条第二号の次に二号を加える改正規定並び 第一条中金融商品取引法第百九十七条の一 条(株式会社東日本大震災事業者再生支援 次に一条を加える改正規定、同法第百九十

> る日 く。)、第二十条の規定並びに附則第十七条かる法律第四百四十五条第三項の改正規定を除 て九月を超えない範囲内において政令で定め 及び第三十四条の規定 公布の日から起算し 会社地域経済活性化支援機構法第二十三条第 る資金による被害回復分配金の支払等に関す まで、第二十九条(犯罪利用預金口座等に係 ら第十九条まで、第二十二条から第二十四条 七条第二項の改正規定を除く。)、第三十三条 会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十 十一条の改正規定に限る。)、第三十条(株式 る法律(平成十九年法律第百三十三号)第三 一項の改正規定を除く。)、第三十一条(株式

第三十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 規定にあっては、当該規定。以下この条におい て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の (罰則の適用に関する経過措置)

(政令への委任)

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前 条に定めるもののほか、この法律の施行に関し 必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含 む。)は、政令で定める。

附 則 九五号) (平成三〇年一二月一四日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

号)抄 則 (令和三年五月一九日法律第三七

(施行期日)

公布

条、第三十六条及び第三十七条の規定

の日から起算して二十日を経過した日

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

条、第四十七条及び第五十五条(行政手続に 別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から

八十五条の十六の改正規定、第十三条の規

第十六条中保険業法第二百四十条の六第

九第一項、第七十九条の五十三第四項及び第

項、第七十九条の五十五第二項並びに第百

五.

布の日 く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第正規定(同表の二十七の項の改正規定を除 び第七十一条から第七十三条までの規定 五十九条から第六十三条まで、第六十七条及 用等に関する法律別表第一及び別表第二の改 おける特定の個人を識別するための番号の 公

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 規定にあっては、当該規定。以下この条にお て同じ。) の施行前にした行為及びこの附則 0)

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す る経過措置を含む。)は、 (検討) 政令で定める。

出、処分の通知その他の手続において、個人の第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届 公布後一年以内を目途としてその具体的な方策 戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の 氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用 について検討を加え、その結果に基づいて必要 人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを して当該個人を識別できるようにするため、個 な措置を講ずるものとする。

附 則 抄 (令和四年六月一七日法律第六八

号)

1 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 (施行期日) 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

第五百九条の規定